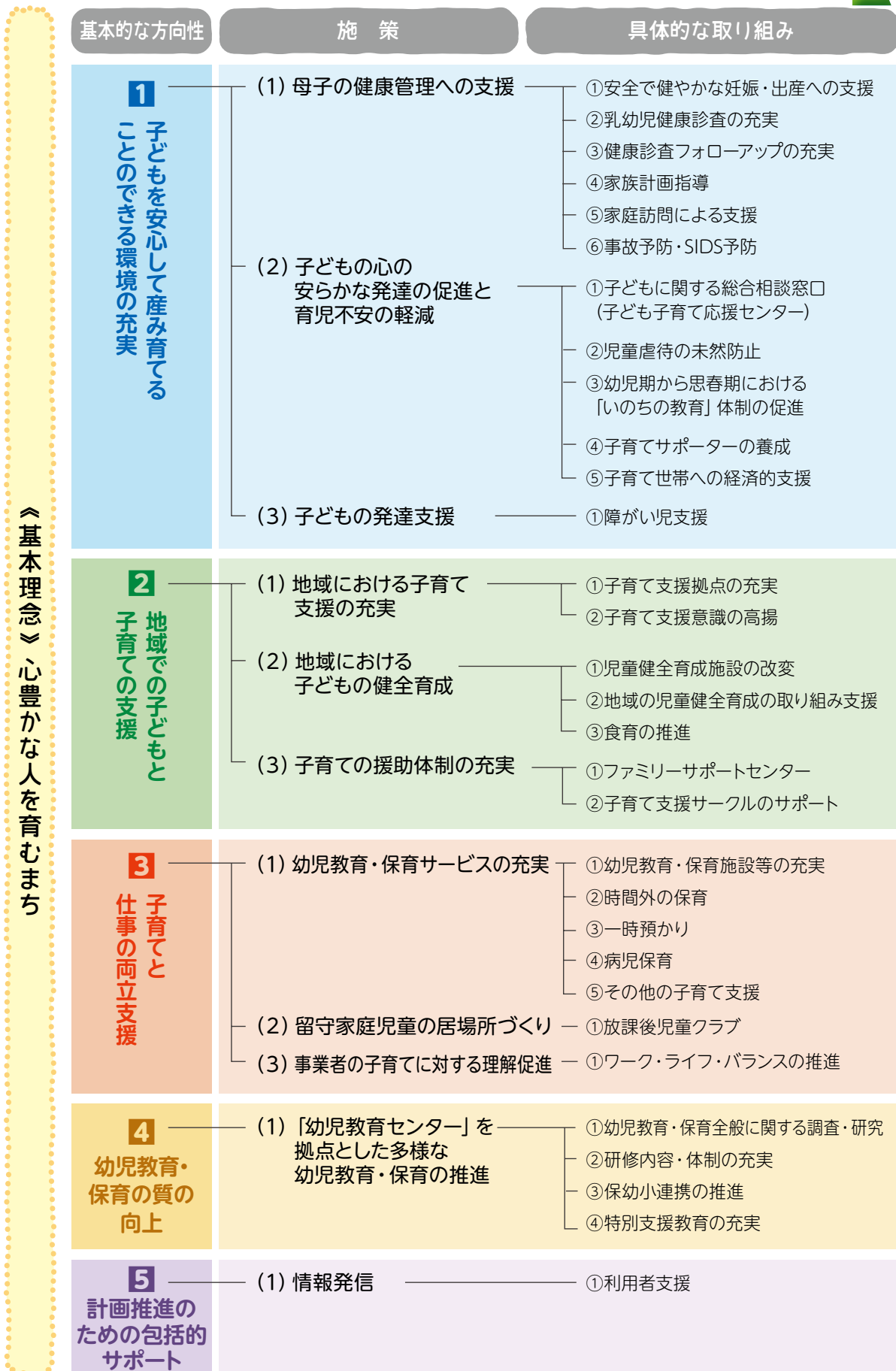


### 3 計画体系



《基本理念》心豊かな人を育むまち



### 第4章

## 今後の具体的な方向性

### 1 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実

(1) 母子の健康管理への支援

- ①安全で健やかな妊娠・出産への支援
- ②乳幼児健康診査の充実
- ③健康診査フォローアップの充実
- ④家族計画指導
- ⑤家庭訪問による支援
- ⑥事故予防・SIDS予防

(2) 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

- ①子どもに関する総合相談窓口(子ども子育て応援センター)
- ②児童虐待の未然防止
- ③幼児期から思春期における「いのちの教育」体制の促進
- ④子育てサポーターの養成
- ⑤子育て世帯への経済的支援

(3) 子どもの発達支援

- ①障がい児支援

1 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実

2 地域での子どもと子育ての支援

3 子育てと仕事の両立支援

4 幼児教育・保育の質の向上

5 計画推進のための包括的サポート



## (1) 母子の健康管理への支援

### 《施策のねらい》

『母子の健康管理への支援』は、健康診査をはじめ、訪問指導や各種相談、事故予防など様々な支援を行うことによって、妊娠・出産から乳幼児期における母子の安全で健やかな暮らしを支えるまちをつくることを目的とした施策です。

### 《達成目標(指標)》

(次世代育成支援行動計画関係)

指標	現状(現状25年度)	目標(平成31年度)
乳幼児健康診査受診率	95.2%	97%
乳児家庭全戸訪問実施率	92.2%	100%

(子ども・子育て支援事業計画関係)

指標	現状25年度	平成31年度
妊婦健康診査 (受診人数、延べ受診回数)	2,312人 27,450回	2,220人 26,640回
乳児家庭全戸訪問事業 (対象者数)	2,259人	2,000人
養育支援訪問事業 (延べ人数)	227人	280人

### 《施策体系》

- 1 安全で健やかな妊娠・出産への支援
- 2 乳幼児健康診査の充実
- 3 健康診査フォローアップの充実
- 4 家族計画指導
- 5 家庭訪問による支援
- 6 事故予防・SIDS予防

## 1 安全で健やかな妊娠・出産への支援

### ア) 妊娠中の支援

#### ■ 安心して出産に臨むことができる環境づくり

#### 〔現状と課題の整理〕

近年、核家族化や地域社会の人間関係の希薄化、両親の就労等により妊婦が孤立してしまう環境になりやすい社会と言えます。

こうした中、妊婦の孤立を防ぐため、妊娠中の健康管理や出産準備等の情報提供として母子健康手帳交付時に啓発冊子を配布するとともに、専門スタッフによる相談を実施しています。また、妊娠中からの仲間づくりを促進するために交流の場としてマタニティ学級を開催するなど、安心した出産につなげています。マタニティ学級の初妊婦の平成25年度参加率は市・病院合わせて78%です。市が実施しているマタニティ学級への参加者は700人を超え、参加者満足度は96%と高くなっています。

さらに、妊娠中の健康管理ができるように、すべての妊婦に対し産婦人科での妊婦健康診査受診の助成を行っています。助成回数は平成20年度までは2回、平成21年度は5回でしたが、平成22年度からは妊婦健康診査のほぼ全回数分にあたる14回分の助成を行っています。受診券は母子健康手帳交付時に配付しています。

#### 今後の方向性

- ・妊婦が安心して出産に望めるように、妊婦健康診査の助成や必要な情報発信を行います。あわせて、仲間づくりを促進するため交流の場を提供します。
- ・安心して出産できる環境づくりのため、産科医療機関との連携を強化し、妊産婦の支援を行っていきます。

## ■ 父親の育児参加機会の促進

### 〔現状と課題の整理〕

父親の育児参加機会の促進を図るため、母子健康手帳交付時に父親にも父子健康手帳を配付し、妊婦への理解と育児への協力を促しています。また、直接的な参加の場として、父親が参加するプレパパ学級を開催しています。プレパパ学級は、参加希望者が多いため平成22年度から開催数を毎年増やし、平成25年度からは年間12回開催（毎月第4日曜日）しているところです。平成25年度の参加者数は194人で、満足度は98.5%と高い評価を受けていますが、毎回、予約受付開始後に短期間で予約数に達してしまうため、ニーズに応えられるようにする対応策を検討する必要があります。また、情報発信の充実を図ることも必要です。

#### 今後の方向性

- ・妊娠・出産・育児の喜びを父親も共有できる環境づくりのため、母親の妊娠中から関わりをもてるように、市独自の父子健康手帳の作成・交付や各種講座等を開催するとともに、父親が参加できる育児講演会等の紹介を行っていきます。
- ・母親の出産後の不安や、それに伴い生じる可能性がある悩み等に対して、父親をはじめとする家族等の理解を深めます。

## イ)不妊への支援

### 〔現状と課題の整理〕

不妊治療の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療<sup>※</sup>費助成事業（県事業）の受付、進達業務を行っています。平成25年度の進達件数は198件で、増加傾向にあります。

また、不妊治療による妊娠の不安軽減を図るため、母子健康手帳発行時の相談やハイリスク妊婦訪問を行い、心のケアなどに取り組んでいます。

#### 今後の方向性

- ・不妊治療への経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成（県事業）の適切な進達を行います。
- ・不妊治療による出産の不安軽減を図ります。特に、不妊治療で妊娠した高年初産の妊婦については、母子健康手帳交付時に把握し、相談対応を行うなど不安の軽減に努めます。
- ・ハイリスク妊婦については、訪問等での相談を通じて心のケアに取り組めます。

**用語解説** 【特定不妊治療】  
不妊に悩む方に対し行う高度な不妊治療（体外受精・顕微授精）。

## ウ)離島地域への出産支援

### 〔現状と課題の整理〕

離島地域の妊婦が安心して出産できるように、妊娠3か月（8週）以降の妊婦に対し、本土までの交通費や妊娠8か月以降の妊婦を緊急移送する場合の移送費、出産に備えて待機するための宿泊費を助成する離島地域安心出産支援事業を実施しています。

#### 今後の方向性

- ・離島地域の妊婦が安心して出産できる環境を確保するため、母子健康手帳交付時に制度の周知を徹底するとともに支援の継続に努めます。

## 2 乳幼児健康診査の充実

### 〔現状と課題の整理〕

母子保健サービスの基となる各種健康診査を実施しています。母子の健康に関する問題の早期発見を行い、二次健康診査機関につなぐことで、精度の高い母子健康管理を行っています。

4か月児健康診査では、子育ての不安や育児環境を把握する「子育て支援調査」を実施し、母親の心理面でのサポートを行うことによって、児童虐待の未然防止につなげています。

こうした各種健康診査の受診率の維持・向上を図るため、乳幼児健康診査の未受診児に対して郵便や電話、家庭訪問での受診勧奨を行っています。これは安否確認も含めて状況把握を兼ねた取り組みです。

#### 今後の方向性

- ・疾病や障がいなど、発達に心配がある乳幼児の早期発見と育児に不安がある母親への支援の役割を担っている乳幼児健康診査を、今後も引き続き行います。
- ・健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診児の把握に努め、その中で支援が必要な家庭については、育児相談支援を行っていきます。
- ・医療機関、保育所・幼稚園等の関係機関・施設との連携を強化します。



### 3 健康診査フォローアップの充実

#### 〔現状と課題の整理〕

各種健康診査において発達などに課題のある乳幼児については、経過健診・発達健診・5歳児発達相談等を行い、発達状況を確認し、必要に応じて子ども発達センターや地域子育て支援センターの「親子教室<sup>※</sup>」の利用等を紹介しています。「親子教室」は公立の地域子育て支援センターで実施しており、平成25年度の開催回数は、年間304回、参加者は延1,729人となっています。

また、3歳児健康診査においてフォローが必要と判断した幼児等については、5歳児発達相談の際にその状況を確認しています。また育児不安のある母親の精神面のフォローをするため、臨床心理士による「個別育児相談」を実施しています。

#### 今後の方向性

- ・乳幼児の健やかな発達と家庭での子育てを支援するため、健康診査において発達の心配がある乳幼児について、二次健康診査及び子ども発達センターの受診等必要なフォローを行います。

### 4 家族計画指導

#### 〔現状と課題の整理〕

母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時に、必要性のある家庭に対し、家族計画指導を実施しています。

#### 今後の方向性

- ・人工妊娠中絶の減少を図るため、乳幼児健康診査等の機会を利用し、家族計画指導を行い、意識啓発に努めます。

### 5 家庭訪問による支援

#### ア) 乳児家庭全戸訪問

#### 〔現状と課題の整理〕

家庭訪問員が生後4か月までの乳児がいる家庭を全て訪問し、子育ての相談や地域での子育て支援の情報を伝えるなど、孤立した子育てや育児不安の軽減に努めています。平成25年度は訪問実績2,083人、訪問率は92.2%となっており、事情により訪問ができなかった家庭に対しては、4か月児健康診査時においてサポートするように努めています。

また、母親が安心して訪問を受け入れられるよう、家庭訪問員の資質の向上を行う必要があります。

#### 今後の方向性

- ・家庭訪問員の資質向上を図るため、専門家による研修や訪問員相互の研修を行います。

#### イ) 訪問指導

#### 〔現状と課題の整理〕

生活環境や育児面から支援を必要とする妊産婦や乳幼児に対し、助産師、保健師による助言・相談を行うため家庭訪問を実施しています。平成25年度は1,997人(実数)に家庭訪問を行いました。引き続き支援が必要な家庭への訪問を実施する必要があります。

また、不在で面会が出来ない家庭に対しては、保育所・幼稚園、医療機関など関係施設・機関との連携によるフォローが必要となっています。

#### 今後の方向性

- ・出産や育児などの不安軽減を図るため、助産師・保健師が連携し、家庭環境等の状況に応じて訪問指導を実施します。
- ・産婦人科等医療機関をはじめ関係機関との連携を強化します。
- ・家庭内で適切な養育環境が継続できるように、必要に応じて、養育支援家庭訪問事業へ繋がります。

用語解説 【親子教室】 1歳6か月児・3歳児健診後発達に不安がある子どもさんと母親を対象に遊びをとおして発達を促す教室。



## ウ)養育支援家庭訪問

### 〔現状と課題の整理〕

育児に周囲の協力を得にくい家庭に対し、過重な育児負担がかかる前に助産師や家庭訪問員が訪問し、家事・育児支援を行うことで虐待の未然防止に努めています。

また、妊婦相談や産科医療機関からの相談、新生児や乳幼児の家庭訪問等で、養育支援が必要な家庭を早期に把握し、養育支援訪問に繋がっています。

今後も引き続き産科医療機関・小児科医療機関など関係機関との連携を図り、育児支援が必要な家庭や虐待の恐れがある保護者・家庭を早期に発見し、支援することが重要です。

#### 今後の方向性

- ・助産師・訪問支援員によるサポートを行い、自立に向け家庭内で適切な養育環境が継続できるよう支援を行います。
- ・産科・小児科医療機関、開業助産師など関係機関と引き続き連携を図ります。

## 6 事故予防・SIDS\*予防

### 〔現状と課題の整理〕

乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、乳幼児健康診査や母子健康手帳交付時に本市で作成した「子どもの応急手当・事故予防ハンドブック」を配布しています。

また、マタニティ学級ではSIDS（乳幼児突然死症候群）について説明するなど、事故予防の啓発を行っています。

#### 今後の方向性

- ・乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、乳幼児健康診査など様々な機会を利用して、継続的な啓発・周知活動を行います。

**用語解説** 【SIDS】乳幼児突然死症候群（SIDS:Sudden Infant Death Syndrome）。それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気。



## (2)子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

### 《施策のねらい》

『子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減』は、子どもや子育てに関する様々な相談に対応するとともに、児童虐待の未然防止や子育て世帯への経済的支援などを行うことによって、安心して暮らせるまちをつくることを目的とした施策です。

### 《達成目標(指標)》

(次世代育成支援行動計画関係)

指標	現状(現状25年度)	目標(平成31年度)
子ども子育て応援センター相談対応率	100%	100%
子育てサポーター活動人数	40人	50人

(子ども・子育て支援事業計画関係)

指標	現状25年度	平成31年度
子育て短期支援事業(延べ利用人数)	90人	98人

### 《施策体系》

- 1 子どもに関する総合相談窓口(子ども子育て応援センター)
- 2 児童虐待の未然防止
- 3 幼児期から思春期における「いのちの教育」体制の促進
- 4 子育てサポーターの養成
- 5 子育て世帯への経済的支援

## 1 子どもに関する総合相談窓口（子ども子育て応援センター）

### 〔現状と課題の整理〕

子どもや子育て家庭に関する相談に対応するため、教育相談員、福祉相談員、児童福祉相談員、心理相談員、保健師等各種専門員を配置し様々な相談に対応するほか、虐待や子どもの問題行動、家庭問題を含めたケースワークを実施しています。

また、様々な理由によって一時的に児童の養育が困難となった場合、児童の安全を確保するため、児童養護施設での子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）を実施しています。

近年、子どもや子育てに関する問題が複雑化するとともに、家庭や経済的な問題を抱えながら孤立するケースも増加していることから、今後もきめ細かな対応が必要となっています。

### 今後の方向性

- 子育て家庭の抱える様々な問題に対応するため、相談員の質の向上を図るとともに体制の充実を図ります。
- 保育所・幼稚園、学校などの関係施設や医療機関等との連携を強化します。
- 児童の安全を確保するため、子育て短期支援事業を継続して実施します。
- 子どもに関する総合相談窓口である『子ども子育て応援センター』の周知を図ります。



## 2 児童虐待の未然防止

### 〔現状と課題の整理〕

児童虐待を未然に防ぐため、母子保健事業を通じて、子どもや保護者の状況を把握し、虐待グレーゾーン<sup>\*</sup>の早期発見に努め、支援に繋がっています。出産後の養育については、出産前から支援が必要と認められる場合は、特定妊婦として支援を行っています。また、泣き声通報など特定できない児童の相談に対し、できる限り情報収集に努め、関係機関と連携して支援していますが、状況把握が困難な事案もあります。

近年では児童虐待について市民の意識も高まり、相談や通告等も多くなされるようになりましたが、家庭内での事案が多く、その発見や正確な実態の把握は困難な状況にあります。日頃から関係施設・機関等との連携を密にし、対応を迅速にすることで、問題の拡大を最小限にとどめる必要があります。

一方、虐待問題のほか、全ての子どもと子育て家庭の様々な問題に対する予防や対応などを包括的にサポートすることを目的とした、児童福祉法に定められる「要保護児童対策地域協議会<sup>\*</sup>（佐世保市子ども安心ネットワーク協議会）」を開催しています。

さらには、虐待相談等に迅速且つ的確に対応するため、「児童虐待対応マニュアル」を作成し、関係施設・機関等に配付しているほか、関係者の研修を実施しています。

### 今後の方向性

- 児童虐待の未然防止の観点から、虐待に至る恐れのある要因（保護者側のリスク要因・子ども側のリスク要因・養育環境のリスク要因等）について、保育所・幼稚園、学校等の関係施設・機関等とともに確認や情報共有を行い、早期対応・問題解決に向けて継続して対応して行きます。
- 周産期からの母子保健事業を通じて、虐待のグレーゾーンなどの早期発見と児童の所在確認に努め、適切な支援を行います。
- 「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」の定期的な委員会や検討会、必要時の個別ケース会議を開催し、虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行います。
- 児童虐待に対応する担当職員や関係者の資質向上を図るため、引き続き研修を実施します。
- 民生委員<sup>\*</sup>児童委員や主任児童委員<sup>\*</sup>など、関係者と連携し、虐待予防や虐待を受けた児童及びその親に対して支援を行います。

### 用語解説

#### 〔虐待グレーゾーン〕

子に否定的、育児に不安を持つなど、不適切な養育状況のこと。

#### 〔要保護児童対策地域協議会〕

要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として児童福祉法に位置づけられた機関。

#### 〔児童委員・主任児童委員〕

子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者。主任児童委員は児童委員の中で児童に関することを専門的に担当する者。

#### 〔民生委員〕

厚生労働大臣から委嘱され、地域において住民の立場に立って相談に応じるなど必要な援助を行い社会福祉の増進に努める者。児童委員を兼ねる。



### 3 幼児期から思春期における「いのちの教育」体制の促進

#### 〔現状と課題の整理〕

「いのちのお話会」を通じて、いのちの大切さや性について知る機会を提供するほか、保護者に対する健康教育などを実施しています。また、医師や保健師が学校に出向き、感染症予防を含めた母体保護の大切さや正しい避妊方法等についての教育・啓発活動を実施しています。

今後はさらに教育体制を促進するため、実践スタッフの養成などによる実施体制の充実を進める一方、取り組みを拡充していく必要があります。

#### 今後の方向性

- ・幼児期から「いのちのお話会」を実施するなど、いのちの大切さや自分が大切な存在であることの理解を促進します。
- ・保護者に対しては、性に関して子どもへ伝える方法を学ぶ機会の提供に努めます。
- ・今後も教育・保健・福祉分野の連携を図り、子どもの年齢に応じた支援ができるよう取り組みを進めていきます。
- ・推進体制の充実を図るため、実践スタッフの育成に努めます。

### 4 子育てサポーターの養成

#### 〔現状と課題の整理〕

子育て支援の充実を図るため、子育てサポーターの養成を行っています。平成25年度の子育てサポーター活動人数は40人で、乳幼児健康診査時や地域子育て支援の教室等で活動しています。

しかし、子育てサポーターの人数は充分とは言えないことから、今後も子育てサポーターの養成を進め、活動促進を図る必要があります。

#### 今後の方向性

- ・子育てサポーターの確保を図るため、子育てサポーター養成講座を開催します。また、講座修了者に対するフォローアップ研修を行うなど、継続したサポーター育成を行います。
- ・子育てサポーターへの理解を促進するとともに、養成講座への参加者の拡大を図るため、情報発信の強化に努めます。

### 5 子育て世帯への経済的支援

#### ア)福祉医療制度(乳幼児・ひとり親家庭)

#### 〔現状と課題の整理〕

乳幼児の保護者に対し、医療費の助成を行う「乳幼児福祉医療費制度」を実施しています。利便性向上のため、平成22年10月から乳幼児を対象に現物給付方式<sup>\*</sup>を導入しました。また、同年12月からは母子家庭の母と子に加え、父子家庭の父と子を支給対象とするなど、経済的支援の充実を図っています。

なお、対象年齢を広げてほしいという意見があります。

#### 今後の方向性

- ・制度を継続するとともに、対象年齢の拡大等の制度改正については、他自治体の動向を注視するとともに、長崎県福祉医療制度検討協議会においてその必要性の協議を継続します。

#### イ)児童手当・児童扶養手当

#### 〔現状と課題の整理〕

児童手当は、支給額や対象児童の年齢等については数年ごとに改正されていますが、平成22年度に創設された子ども手当制度から対象範囲が中学校修了前までに拡大されました（それ以前は小学校修了前まで）。その後、平成24年4月から児童手当制度となり、同年6月分の手当からは所得制限が設けられ運用を行っています。

また、ひとり親家庭の生活の安定、自立の促進及び児童の福祉の推進を図ることを目的として、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童等を養育している保護者に児童扶養手当を支給しています。平成22年8月からは、母子家庭の母に加え、父子家庭の父も手当の対象となりました。平成24年8月からは、配偶者からの暴力被害者に対する支給要件、平成26年12月からは、ひとり親家庭で障害年金や遺族年金等の公的年金を受給する場合の支給要件も追加され、今まで受給が困難であった世帯にも受給権が拡大しました。

#### 今後の方向性

- ・法定受託事務<sup>\*</sup>については適宜適切に実施します。

**用語解説** 【現物給付方式】  
医療機関受診時に窓口で受給者証と保険証を提示すると、一定の自己負担額(一日上限800円、ひと月上限1,600円)で診療が受けられる制度。  
【法定受託事務】  
地方自治体が処理する事務のうち、国または都道府県が法令によって自治体に委託する事務。



ウ) 保育料軽減(幼児教育・保育)

〔現状と課題の整理〕

保育所の保育料について、国の基準よりも更に階層を細分化し、加えて保育料も減額するなど保護者の経済的な負担軽減を図っています。

制度変更に伴い、幼児教育と保育を一体的に推進していくこととなりますが、双方の保育料軽減について本市独自の検討が必要です。

今後の方向性

- ・未就学児を持つ保護者のニーズに対応し、市独自の階層の細分化と保育料軽減を行います。
- ・保育標準時間と短時間\*のサービス格差に対して、市独自の是正措置でサービスの均一化を図ります。



**用語解説** 【保育標準時間・短時間】 保育の必要な事由や必要量に応じて利用時間が区分されるもの。標準時間は最大11時間の利用、短時間は最大8時間の利用。

## (3) 子どもの発達支援

### 《施策のねらい》

『子どもの発達支援』は、子ども発達センターを中心に、障がいや発達に心配のある子どもに対する療育支援、あるいは保育所・幼稚園等での受け入れ体制を充実することによって、すべての子どもが健やかに成長できるまちをつくることを目的とした施策です。

### 《達成目標(指標)》

(次世代育成支援行動計画関係)

指 標	現状(現状25年度)	目標(平成31年度)
子ども発達センターにおける関係機関とのネットワーク会議実施回数	34回	34回
特別支援教育対象者のうち子ども発達センター利用者の占める割合	82.4%	100%
障がい児保育実施可能施設数	74か所	85か所

### 《施策体系》

① 障がい児支援

1

子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実

2

地域での子どもと子育ての支援

3

子育てと仕事の両立支援

4

幼児教育・保育の質の向上

5

計画推進のための包括的サポート

1

子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実

2

地域での子どもと子育ての支援

3

子育てと仕事の両立支援

4

幼児教育・保育の質の向上

5

計画推進のための包括的サポート

## 1 障がい児支援

### ア)子ども発達センターと地域での障がい児支援

#### 〔現状と課題の整理〕

障がい児支援の中核である『子ども発達センター』では、障がい児支援に関する関係機関との連携を図るため、ネットワーク会議<sup>\*</sup>を定期的に開催しています。また、子どもの通う保育所・幼稚園や学校等を訪問するなど施設支援を行っています。

当センターでは、診察・訓練時間を見直すなど、より多くの患者を受け入れるよう努めていますが、新規の患者の受診待ち期間が長いことや受診しても希望する回数の訓練を受けられないことなどについての対応を求められています。現在、地域における療育機関(紹介先)が、徐々に増加していることから技術的な面を含めた連携が必要です。

また、小グループ保育の拡大を行い、子育て支援の取り組みの中で早期介入・支援に努めていますが、0～1歳児親子の利用が増加しており、年齢層に応じた子育て支援メニューの提供を検討する必要があります。

#### 今後の方向性

- ・障がいや発達に心配がある子どもの相談に対応し、必要に応じて子ども発達センターの受診やサービスにつなげるように支援します。また、スタッフの充実を図り、より多くの受診に対応できるよう努めます。
- ・子どもの通う保育所・幼稚園や学校等を訪問するなど施設支援や、関係機関とのネットワーク会議の定期的な開催などの連携強化に努めます。
- ・中心市街地への移転による利便性の向上とともに、市民が利用しやすい環境づくりを進めます。

**用語解説** 【ネットワーク会議】  
「子ども発達センター運営協議会(関係者連絡会含む)」、「幼児教育連絡会」、「地域教育支援連絡会」、「子どものリハビリ連絡会(療育ネットワーク会議含む)」、「すぎのこ連絡会」、「佐世保市子育て支援担当者連絡会」を総称したものを。

### イ)すぎのこ園での障がい児支援

#### 〔現状と課題の整理〕

児童発達支援センター<sup>\*</sup>『すぎのこ園』は、主に知的障がいを持つ概ね2歳からの児童の指導及び訓練を目的とした施設ですが、平成24年度からは児童発達支援センターとして知的障がいを含む3障がい(知的・身体・精神)への対応を行っています。

園では、『子ども発達センター』と連携し、児童の発達指導や状況に応じて集団あるいは個別に発達指導を行っています。また、教育・保育施設職員のスキルアップも重要であることから、幼稚園教諭及び保育士を対象とした研修会を実施しています。

#### 今後の方向性

- ・子ども発達センターとの連携を強化しながら、障がい児支援に対する関係職員の質の向上に努めます。また、『すぎのこ園』に通っている児童が、希望に応じて円滑に幼稚園・保育所等に通園できるよう関係施設との連携を図ります。



**用語解説** 【児童発達支援センター】  
地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援を行う施設。



## ウ) 保育所・幼稚園等における障がい児等の受入れ推進

### (現状と課題の整理)

公立保育所では、障がい児保育対応職員を加配し、保育所に併設した地域子育て支援センターでは、心身の発達を促す小集団保育、育児相談や個別訪問などの支援を行っています。また、児童発達支援センター『すぎのこ園』との人事交流や、幼児教育センターにおける研修等により、職員のスキルアップを図っています。さらには公立保育所の地域子育て支援センターでは、心身の発達を促す小集団保育(平成24年度から週2回)や育児相談や個別訪問を実施しています。

公立幼稚園では、チームティーチング\*職員を配置することにより、配慮が必要な子どもの受け入れを行っています。今後さらに職員の知識・経験の向上が求められています。

私立保育所に対しては、障がい児や配慮が必要な子どもの受け入れに対して、受け入れ体制を整えるための助成を行っています。今後は、保育士の確保など、障がい児の受け入れ体制づくりを検討していく必要があります。

私立幼稚園においては、私学助成\*によって支援が行われています。

### 今後の方向性

- ・職員の知識・経験の向上を図るため、『幼児教育センター』では『子ども発達センター』や『すぎのこ園』との連携を強化し、職員研修を開催します。また、インクルーシブ教育・保育など、新たな取り組みについても検討します。
- ・軽度障がい児の園訪問指導や個別相談機能を充実します。
- ・私立保育所に対しては、保育環境の整備を図るため、受け入れ施設への支援の継続に努めます。
- ・私立幼稚園に対しては、引き続き私学助成によって支援が行われるよう県に対して働きかけていきます。



用語解説

【チームティーチング】

複数の教師が一つの学級や学年の指導を共同して行う授業形態。

【私学助成】

私立学校における教育の充実・向上及び保護者の負担軽減、私立学校の経営の健全化を目的とする助成。

## 2 地域での子どもと子育ての支援

### (1) 地域における子育て支援の充実

- ① 子育て支援拠点の充実
- ② 子育て支援意識の高揚

### (2) 地域における子どもの健全育成

- ① 児童健全育成施設の改変
- ② 地域の児童健全育成の取り組み支援
- ③ 食育の推進

### (3) 子育ての援助体制の充実

- ① ファミリーサポートセンター
- ② 子育て支援サークルのサポート

